

## 婚姻証明

必要書類	目的	誰といつ正式に婚姻しているのかを証明するもの。
在留証明書願／申請書		● 申請書
有効な日本のパスポート(原本提示)		● 配偶者の有効なパスポート原本(日本国以外のものでも可)、又は、それに代わる本人を確認できる公文書
戸籍謄(抄)本(原本提出)		● 発行日より3か月以内の戸籍謄本(婚姻の事実が記載されているもの)
【夫婦のいずれかが外国籍である場合】 その方の氏名の綴りを確認できる公文書(パスポート、出生証明書、州政府発行の運転免許証・ID等)		●
所要日数		即日 (提出書類が完全な場合)
手数料		料金表参照

条件	
申請者は、日本国籍を有していること ※元日本国籍者は一部証明発給の対象となることがある。	●
申請者本人が出頭すること。	●